

選挙についてのパブリックコメント（意見公募）について

村選挙管理委員会では、投票所の状況、県内市町村の状況、期日前投票制度の定着など、近年の投票環境の変化などを踏まえ、当日の投票所閉鎖時刻を現在の午後8時から午後7時に繰り上げることについて検討を進めております。また、投票所についても現在4ヶ所（睦沢集会所、下條村老人福祉センター、親田コミュニティセンター、合原コミュニティセンター）を1ヶ所に集約することもあわせて検討を進めており、この度、その案がまとまりましたので、村民の皆様方からご意見をお伺いするため、パブリックコメント（意見公募）を実施します。

お寄せいただいたご意見等については、一覧表にまとめ村選挙管理委員会の考え方を付して村ホームページにて公表いたします。公表の際には、意見のみを公表し、住所・氏名等の個人に関する情報は公表しません。

なお、個々の御意見等に直接回答はいたしませんのであしからずご了承願います。

意見募集期間

令和4年9月1日（木）から同9月30日（金）まで

意見を提出できる方

村内に住所を有する方

※選挙人名簿に登録されているかは問いません。また、年齢についても問いません。

意見等の提出方法

1. 意見書への記入（別紙 意見書様式（村ホームページにも掲載してあります。））
意見書に次の事項を記入ください。

（次の事項が記入されていれば、任意の様式でも構いません。）

◎タイトル（必須）

「選挙期日における投票時間の見直し、投票所の見直し（案）に関する意見書」

◎住所（必須）

◎氏名（必須）

◎年齢

◎性別

◎連絡先（必須）

◎意見・提言等（必須）

2. 意見書の提出

下記のいずれかの方法によりご提出ください。

◎持参：下條村選挙管理委員会（役場総務課）

◎郵送：〒399-2101 下條村睦沢8801-1

下條村選挙管理委員会 宛て

◎FAX：0260-27-3536

◎メール：sjshomu@vill-shimojo.jp

選挙期日における投票時間の繰上げ
及び投票所の集約について（案）

令和4年9月

下條村選挙管理委員会

1. 趣旨

本村では、国・県の選挙において、平成10年に選挙人の便宜を図るために投票所の閉鎖時刻が午後6時から午後8時へ改定されて以来、午後8時までとしてきた。しかし、近年では午後7時以降の投票者数は極端に少ない状況であり、投票所によっては1人しかいないところもあること等を踏まえ、来年4月に行われる統一選挙以降の選挙について投票時間を1時間繰上げて、午後7時までとする。また、長時間の拘束により、投票立会人のなり手不足や選挙事務等に対する必要経費の削減などを考慮し、現在4ヶ所で行っている投票所を1ヶ所にする。

当日投票時刻（現行）	当日投票時刻（繰上げ後）案
午前7時から午後8時	午前7時から午後7時

当日投票所（現行）	当日投票所（集約後）案
睦沢集会所	コスモホール
下條村老人福祉センター	
親田コミュニティセンター	
合原コミュニティセンター	

2. 近年の選挙における村の時間別投票状況

長野県知事選挙（令和4年8月7日執行）

投票所	当日の有権者	選挙日当日の投票時間別投票者数				当日の投票者数	期日前投票者数	投票率 (%)
		7:00~ 17:00	17:00~ 19:00	19:00~ 20:00	19:00~20:00 の割合 (%)			
第1	687	179	30	8	3.69	217	134	51.09
第2	506	146	22	5	2.89	173	100	53.95
第3	561	156	17	8	4.42	181	74	45.45
第4	1211	325	57	8	2.05	390	278	55.16
村全体	2965	806	126	29	3.02	961	586	52.18

参議院議員通常選挙（令和4年7月10日執行）

投票所	当日の有権者	選挙日当日の投票時間別投票者数				当日の投票者数	期日前投票者数	投票率 (%)
		7:00~ 17:00	17:00~ 19:00	19:00~ 20:00	19:00~20:00 の割合 (%)			
第1	693	235	24	9	3.36	268	196	66.96
第2	512	187	8	7	3.47	202	140	66.80
第3	564	182	21	4	1.93	207	130	59.75
第4	1230	391	53	13	2.84	457	370	67.24
村全体	2999	995	106	33	2.91	1134	836	65.69

衆議院議員総選挙（令和3年10月31日執行）

投票所	当日の有権者	選挙日当日の投票時間別投票者数				当日の投票者数	期日前投票者数	投票率 (%)
		7:00~ 17:00	17:00~ 19:00	19:00~ 20:00	19:00~20:00 の割合 (%)			
第1	688	237	31	2	0.74	270	187	66.42
第2	516	165	21	1	0.53	187	183	71.71
第3	566	167	24	1	0.52	192	149	60.25
第4	1229	422	45	7	1.48	474	393	70.55
村全体	2999	991	121	11	0.98	1123	912	67.86

参議院長野県選出議員補欠選挙（令和3年4月25日執行）

投票所	当日の有権者	選挙日当日の投票時間別投票者数				当日の投票者数	期日前投票者数	投票率 (%)
		7:00~ 17:00	17:00~ 19:00	19:00~ 20:00	19:00~20:00 の割合 (%)			
第1	693	205	26	3	1.28	234	122	51.37
第2	528	151	15	7	4.05	173	123	56.06
第3	561	154	13	3	1.76	170	112	50.27
第4	1254	350	38	7	1.77	395	266	52.71
村全体	3036	860	92	20	2.06	972	623	52.53

3. 実施理由・効果

- ①午後7時から午後8時までの当日投票者数が極めて少ない。(直近4回平均2.24%)
- ②期日前投票が定着し、直近では有権者の約3割（投票者の約4割）が期日前投票を行っていることを踏まえ、選挙人の投票に支障をきたさないと認められると考える。
- ③長時間の投票立会いによる負担が大きい。投票立会人の負担軽減。 ※1
- ④選挙費用の削減。 ※2

※1 投票立会人は、午前6時30分に集合し、午後8時の投票所閉鎖までが勤務となります。13時間半以上の立会になっています。

※2 選挙の主な費用は、人件費となります。当日の投票管理者、投票立会人、投票事務、開票事務等に携わる人件費は、

参議院議員通常選挙（7月10日投開票）でおおよそ1,694,000円

長野県知事選挙（8月7日投開票）でおおよそ1,318,000円

必要ですが、投票所を1ヶ所にするすることで、半分以下に抑えられます。

4. 県内市町村の状況

県内28市町村において全投票所の閉鎖時刻の繰上げを実施している。飯田下伊那管内では、14市町村中9町村で、全投票所での閉鎖時刻の繰上げを実施している。

5. 投票時間繰上げ、投票所の集約に当たっての考え方

期日前投票の投票時間は、現行どおり午前8時30分から午後8時までとする。

また、投票所の集約により投票所から離れてしまう独居世帯や高齢者のみの世帯など交通手段が限られている方への対応として、福祉バスの運行経路に期日前投票所を臨時で追加したり、選挙当日に各集会施設単位での臨時的巡回バスなどの運行、または個別での対応を実施する。

【参考法令】

◆公職選挙法

(投票所の開閉時間)

第40条 投票所は、午前7時に開き、午後8時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別な事情がある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情がある場合に限り、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げもしくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

○投票時間の法改正後であっても、選挙人の投票に支障がないと判断したことから、投票所閉鎖時刻を午後6時から変更していない自治体もあり、平成15年に期日前投票制度が導入されたのを機に繰上げをする自治体が増えている。

意見書様式

選挙期日における投票時間の繰上げ等（案）に関する意見書

住所（必須項目）	下條村
氏名（必須項目）	
年 齢	
性 別	
連絡先（必須項目）	
メールアドレス	

意見等記入欄

意見・提言等
①投票時間の繰上げについて
②投票所の統合について
③その他

提出期限：令和4年9月30日（金）

（提出・問い合わせ先）

下條村選挙管理委員会事務局（役場内）

〒399-2101 下條村睦沢 8801-1

TEL: 0 2 6 0 - 2 7 - 2 3 1 1

FAX: 0 2 6 0 - 2 7 - 3 5 3 6

メール：sjshomu@vill-shimojo.jp